

介護保険の限度額の計算方法が変わりました お客様の負担が増額になる場合があります

国の制度変更

- 住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の皆さまへの訪問介護等の費用は、「集合住宅減算」として低く設定されています。
- この「集合住宅減算」によって、同じ要介護状態であるのに、介護保険の限度額内で、より多くのサービスを利用できる点が不公平だという指摘がありました。
- この不公平を是正するため、2018年4月から、入居者の介護保険の限度額を計算する際には、訪問介護等の「集合住宅減算」による減額前の費用で計算することになりました。

IV-② 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等（その2）

○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

各種の訪問系サービス

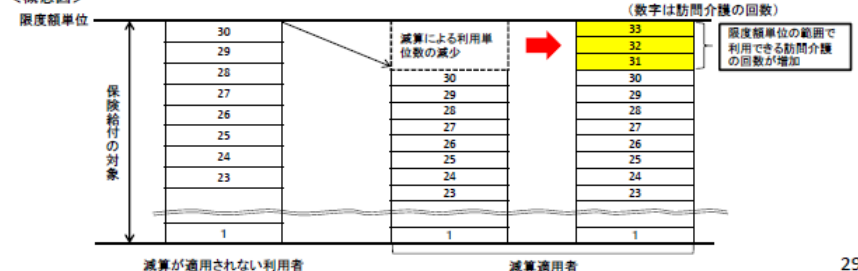
○ 訪問系サービスにおける同一建物等居住者に係る減算の適用を受ける者と当該減算の適用を受けない者との公平性の観点から、当該減算について区分支給限度基準額の対象外に位置付けることとし、当該減算の適用を受ける者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

（参考）有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について（抜粋）
（平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示）

<会計検査院が表示する意見（抜粋）>

○ 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差違が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



2018年1月26日
介護給付費分科会
厚生労働省資料
より抜粋

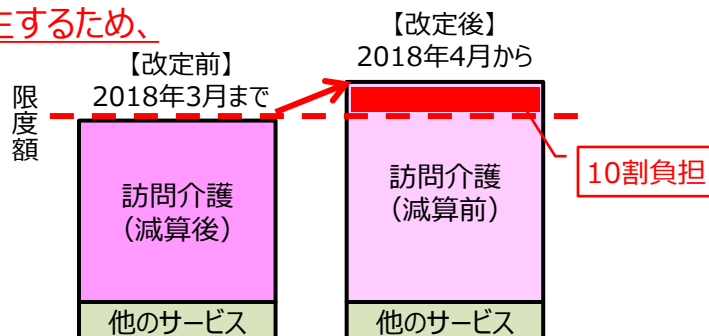
お客様への影響

- 2018年3月までとまったく同じサービスを利用しているにもかかわらず、介護保険の限度額を超える可能性があります。

この場合、一部10割負担が発生するため、

自己負担額が増加します。

- 自己負担の試算は、担当のケアマネジャーにご確認ください。



高齢者住まい事業者団体連合会

公益社団法人全国有料老人ホーム協会・一般社団法人全国介護付きホーム協会
一般財団法人サービス付き高齢者向け住宅協会・一般社団法人高齢者住宅推進機構